

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第 175 号

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

京都市風致地区条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第13条各号列記以外の部分中「第5条第1項第5号ウ(ア)」を「第5条第1項第5号エ(ア)」に改め、「の各号」を削る。

第14条中「第5条第1項第5号エ」を「第5条第1項第5号オ」に改める。

第15条第1項中「第5条第1項第5号オ」を「第5条第1項第5号カ」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)